

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取り扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。児童手当に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	「児童手当法(昭和46年法律第73号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当の支給に関する事務において取り扱う。 (事務の手続き) ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. ぴったりサービス

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①児童手当の支給に関する事務 番号法第9条第1項及び別表 81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民文化都市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民文化都市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ①部署	市民文化部保険年金室	生活文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ②所属長	市民文化部保険年金室長 桜井 伸仁	市民課長	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民文化部保険年金室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計測か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計測か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年5月27日	II-1 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計測時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	II-2 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計測時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	IV リスク対策	(記載項目なし)	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年5月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年4月20日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年4月20日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年4月20日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ①部署	生活文化部市民課	市民文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年4月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	政策部DX・革推進室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年4月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年4月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法及び関係法令に基づき、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童手当法及び関係法令の規定に従い、次の事務に利用している。 ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供	1. 児童手当法及び関係法令に基づき、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童手当法及び関係法令の規定に従い、次の事務に利用している。 ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供 2. 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年528日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年4月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. びったりサービス 6. 子育て世帯生活支援特別給付金システム 7. 子育て世帯臨時特別給付金システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月20日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条 別表第二 74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第40条、第40条の2 (情報提供) 番号法第19条 別表第二 26、30及び87の 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第19条、第44条	①児童手当の支給に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第44条 ②特定公的給付に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表第一の101の 項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第73条 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務 を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示 第1号)第1号、第3号、第4号	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象となるため
令和4年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法及び関係法令に基づき、受給 者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童手当法及び関 係法令の規定に従い、次の事務に利用してい る。 ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対 象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手 当データ提供	1. 児童手当法及び関係法令に基づき、受給 者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童手当法及び関 係法令の規定に従い、次の事務に利用してい る。 ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対 象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手 当データ提供	事前	
令和4年8月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	政策部DX・行革推進室 519-0195 三重県亀 山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市 本丸町577番地 0595-84-5032	事後	軽微な修正であるため
令和5年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務	令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働 省子ども家庭局長通知	令和5年4月10日付こ支家発第14号子ども家 庭庁支援局長通知	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象となるため
令和5年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務	3. 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事 業の実施について」(令和3年11月26日付け 府政経連第399号本職通知)を実施するための 基礎とする情報の管理に関する事務【概要】 要綱に基づき、本給付金の積極支給対象者の 選定、および、申請者の支給要件の該当性を 判定する事務を行う。	削除	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象となるため
令和5年6月22日	II-1 いつの時点の計数か	2022/4/1時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更 新
令和5年6月22日	II-2 いつの時点の計数か	2022/4/1時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更 新
令和6年7月10日	II-1 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更 新
令和6年7月10日	II-2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更 新
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法及び関係法令に基づき、受給 者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童手当法及び関 係法令の規定に従い、次の事務に利用してい る。 ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対 象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手 当データ提供 2. 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低 所得の子育て世帯分)の支給について」(令和 5年4月10日付こ支家発第14号子ども家庭 庁支援局長通知)に基づき、本給付金の積極 支給対象者の選定、および、申請者の支給要 件の該当性を判定する事務を行う。	「児童手当法(昭和46年法律第73号)」及び「行 政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を児童手当の支給に関する 事務において取り扱う。 (事務の手続き) ①児童手当受給者の認定審査 ②児童手当受給者・児童の管理 ③児童手当法による所得状況の照会、実施対 象者把握 ④情報提供ネットワークシステムへの児童手 当データ提供	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. びったりサービス 6. 子育て世帯生活支援特別給付金システム 7. 子育て世帯臨時特別給付金システム	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. びったりサービス	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①児童手当の支給に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ②特定公的給付に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第1号、第3号、第4号	①児童手当の支給に関する事務 番号法第9条第1項及び別表 81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ②消除	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年6月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条 別表第二 74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2 (情報提供) ①児童手当の支給に関する事務 番号法第19条 別表第二 26、30及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 ②特定公的給付に関する事務 番号法第19条第8号 別表第二の121項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年6月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅳ-8 人手を介入させる作業	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年6月20日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年6月18日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212	事後	主となる問合せ先に変更はない